

令和 8 年度 地域包括支援センター運営方針について

1. 地域型地域包括支援センター運営業務仕様書（案）【抜粋】について

業務内容（地域型地域包括支援センター運営方針）

受注者は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するため、次の各業務を行うこと。なお、業務遂行にあたっては、社会福祉法第 106 条の 4 の規定に基づく重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ高齢・障害・子ども・生活困窮をはじめとした各分野の関係機関との連携等を行い、効果的に実施すること。

（1）重点取組事項

①地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施

個人レベルや校区・圏域レベルの地域ケア会議を開催するとともに、個々の事例を通して担当圏域における地域課題を把握・整理し、地域づくり等の活動に反映させていくこと。

また、区域に共通する課題については基幹型地域包括支援センターと連携し区単位の地域ケア会議にあげ、課題解決につなげていくこと。

また、地域ケア会議を通じて、高齢化に伴う様々な地域課題について関係機関及び地域住民と認識を共有することで、地域における高齢者支援のネットワークの強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。

②自立支援と重度化防止に関する取組

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向けて、理学療法士や作業療法士と同行して行うアセスメント訪問を有効に活用すること。また、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を向上させるため、圏域の事業所を対象に、事例検討会等を通じた包括的・継続的ケアマネジメント支援を推進すること。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。

③高齢者の権利擁護支援の推進

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行うこと。

また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、基幹型地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。

（2）総合相談支援

①地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を効率的・効果的に把握し相談支援につなげること、また、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止することができるよう、基幹型地域包括支援センターとも連携し、地域における様々な活動を通じて関係者

のネットワークの構築を図ること。

上記の取組を推進するために、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源を把握すること。また、地域住民及び地域の関係機関等に対し、高齢者支援に関する様々な制度等の周知や普及啓発を行うこと。

②相談支援

(ア) 初期相談

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、的確なアセスメントを実施し、適切なサービス、関係機関及び各種制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

また、ダブルケアに関する相談を受けた場合は、基幹型地域包括支援センターと情報共有し、効果的な支援につなげること。

(イ) 継続支援

初期相談において、専門的・継続的な関与が必要と判断したときは、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針の作成を行い、当該高齢者について定期的に状況を把握し、継続して支援していくこと。

(3) 権利擁護

①普及啓発

区地域福祉課及び基幹型地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の普及、認知症に関する啓発のための啓発活動を行うこと。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」第 17 条に規定する次の業務を行うほか、「堺市における高齢者虐待への対応（平成 24 年 4 月作成）」に基づき基幹型地域包括支援センター及び区地域福祉課と連携し適切な対応を取ること。

(ア) 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第 6 条）

(イ) 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項）

(ウ) 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置（高齢者虐待防止法第 14 条第 1 項）

③消費者被害への対応

消費者被害が発生したときは、消費生活センター等の関係機関と連携し、被害回復及び再発防止のための支援を行うこと。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度の円滑な利用に向けて、診断書等の取得にかかる手続きが滞りなく進められるように、地域の医療機関と連携すること。また、高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう成年後見支援団体等との連携、申立書類の作成補助や市長申立につなげる等の利用支援を行うこと。

(4) 認知症高齢者への支援

認知症高齢者に対して、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム、認

知症嘱託医等と連携して、適切な医療やサービスを利用できるよう支援を行うこと。

また、認知症高齢者にやさしいまちづくりをめざし、認知症地域支援推進員と連携して、認知症に関する啓発活動、認知症サポーター養成講座やキッズサポーター養成講座の開催、認知症サポーターの活動支援（ステップアップ講座や活動の場へのつなぎ、チームオレンジ登録に向けた支援）、堺市みまもりあい事業に関する啓発等を行うこと。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築に努めること。また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践するため、介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

②介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換の場を設定（介護支援専門員連絡会を開催等）し、介護支援専門員のネットワークを構築・活用すること。

③介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員からの相談に応じ、ケアプラン作成に関する助言、介護支援専門員との同行訪問、サービス担当者会議の開催等の支援を行うこと。

(6) 介護予防ケアマネジメント

受注者は、地域包括支援センター業務のほか、事業対象者及び要支援者及び継続利用要介護者が自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として、利用サービスに応じたケアマネジメント（従来型ケアマネジメント又は初回型ケアマネジメント）を実施すること。

また、介護予防に資するケアマネジメントの推進に向け発注者が開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」に協力し、介護予防に資するケアマネジメントを実践していくこと。

(7) 地域ケア会議の開催

多職種協働による個別ケースの支援のための地域ケア会議及び校区単位や圏域単位の地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域課題の発見・把握を行い、担当圏域内における高齢者支援ネットワークの構築につなげること。

また、個々の事例を通して把握した担当圏域に共通する地域課題について基幹型地域包括支援センターに報告し、地域課題の解決についての検討を行うこと。

また、会議開催後は速やかに会議録を作成し、翌月 20 日までに基幹型地域包括支援センターに提出すること。

【参考】令和7年度重点取組事項

①地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施

個別支援等の地域ケア会議を開催するとともに、圏域の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握・整理し、区単位の地域ケア会議にあげ、課題解決につなげていくこと。また、地域ケア会議を通じて、高齢者の孤立防止や認知症への理解、介護者支援など、高齢化に伴う様々な課題について、関係機関及び市民と意識を共有し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。

②自立支援と重度化防止に関する取組

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向けて、理学療法士や作業療法士と同行して行うアセスメント訪問を有効に活用すること。また、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上のため圏域の事業所を対象に、事例検討会等を通じた自立支援に向けた包括的・継続的ケアマネジメントを推進すること。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。

③高齢者の権利擁護支援の推進

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組み作りを行うこと。

また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、基幹型地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。

2. 基幹型地域包括支援センター運営業務仕様書（案）【抜粋】について

業務内容（基幹型地域包括支援センター運営方針）

受注者は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するため、次の各業務を行うこと。なお、業務遂行にあたっては、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ高齢・障害・子ども・生活困窮をはじめとした各分野の関係機関との連携等を行い、効果的に実施すること。また、発注者が受注者に別に委託する認知症施策推進及び生活支援体制整備、権利擁護支援に関する事業とも一体的に実施すること。

(1) 重点取組事項

①地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施

地域ケア会議の開催及び開催支援を行うとともに、地域型地域包括支援センターと各圏域の課題分析等を積み重ね、区域に共通する課題を把握・整理し、区単位の地域ケア会議である高齢者関係者会議や高齢者支援ネットワーク会議を通して、課題解決につなげていくこと。また、地域ケア会議を通じて、高齢化に伴う様々な課題について関係機関及び地域住民と認識を共有することで地域における高齢者支援のネットワークの強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。

②自立支援と重度化防止に関する取組

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向け、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を向上させるため、地域型地域包括支援センターと連携し、区域の事業所を対象に包括的・継続的ケアマネジメント支援を推進すること。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。

③高齢者の権利擁護支援の推進

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行うこと。

また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、専門知識の向上に努め、地域型地域包括支援センターと関係機関と連携・協働し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。

(2) 区内の地域型地域包括支援センターの支援

連絡会議の開催等により区内の地域型地域包括支援センターの活動状況を把握し、業務が円滑に遂行されるよう支援するとともに、地域型地域包括支援センターからの相談に応じ、助言、同行訪問、ケースカンファレンス開催、行政機関との調整等支援を行うこと。

(3) 総合相談支援（個別支援）

①初期相談

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、的確なアセスメントを実践し、適切なサービス、関係機関及び各種制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

②継続支援

初期相談において専門的・継続的な関与が必要と判断したときは、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針の作成を行い、当該高齢者について定期的に状況を把握し、地域型地域包括支援センターと連携し、継続して支援していくこと。また、適切な時期に地域型地域包括支援センターに主担当を引き継ぐこと。

③ダブルケアラーに対する相談支援

子育てと介護の両方を担う者（ダブルケアラー）の相談に対して、子育て支援施策を含む必要なサービスや専門機関に結びつける支援を行うこと。また、区域内の各地域型地域包括支援センターにおけるダブルケアに関する相談対応状況を把握し、ダブルケア相談窓口についての周知やダブルケアに関する啓発活動を行うこと。

(4) 権利擁護

権利擁護業務、特に高齢者虐待への対応については、受注者及び区地域福祉課、地域型地域包括支援センターが連携して取り組むために、総合調整を行うこと。

①普及啓発

区地域福祉課及び地域型地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の普及、認知症高齢者の支援に関する周知、啓発を行うこと。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」に規定する次の業務を行うほか、「堺市における高齢者虐待への対応（平成24年4月作成）」に基づき区地域福祉課及び地域型地域包括支援センターと連携し適切な対応を取ること。

- (ア) 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）
- (イ) 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条第1項）
- (ウ) 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置（高齢者虐待防止法第14条第1項）

③消費者被害への対応

消費者被害が発生したときは、消費生活センター等の関係機関と連携し、被害回復及び再発防止のための支援を行うこと。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度の円滑な利用に向けて、診断書等の取得にかかる手続きが滞りなく進められるように、地域の医療機関と連携すること。また、高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう成年後見支援団体等との連携、申立書類の作成補助や市長申立につなげる等の利用支援を行うこと。

(5) 認知症高齢者への支援

認知症高齢者に対して、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等と連携して、適切な医療やサービスを利用できるよう支援を行うこと。

また、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する啓発活動、認知症サポートー養成講座やキッズサポートー養成講座の開催、認知症サポートーの活動支援（ステップアップ研修や活動の場へのつなぎ、チームオレンジ登録に向けた支援）、認知症家族会や認知症本人ミーティングの開催、堺市みまもりあい事業に関する啓発等を行うこと。

(6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

受注者、地域型地域包括支援センター、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践していくため、次の取組を行うこと。

①ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を効率的・効果的に把握し相談支援につなげること、また、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止することができるよう区域における様々な活動を通じて関係者のネットワークの構築を図ること。

上記の取組を推進するために、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源を把握すること。また、地域住民及び地域の関係機関等に対し、高齢者支援に関する様々な制度等の周知や普及啓発を行うこと。

なお、ネットワーク構築の推進にあたっては、受注者が本業務の他に地域福祉及び権利擁護の専門機関を有していることを活用して実施すること。

②介護支援専門員のネットワークの構築

地域の介護支援専門員が日常的な業務を円滑に実施できるよう介護支援専門員相互の情報交換の場を設定（介護支援専門員連絡会の開催等）し、介護支援専門員のネットワークを構築すること。

③関係機関との連携推進

地域における包括的・継続的ケアマネジメントを推進するため、医療機関を含めた関係機関と協働した取組の実施などを通じて各機関との連携体制の構築に努めるとともに、多職種連携の推進に資する取組を実施すること。

④介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、地域の介護支援専門員からの相談に応じ、ケアプラン作成に関する助言や介護支援専門員との同行訪問、サービス担当者会議の開催等の支援を行うこと。

(7) 介護予防に資するケアマネジメントの推進

「介護予防ケアマネジメント検討会議」の準備（会場予約や資料の印刷等）や運営に主体的に取り組み、ケアマネジメント検討会議を通じて出た課題を整理し、自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上に活かすこと。

また地域型地域包括支援センターと連携し、区内の事業所に対し事業説明を行うなど、ケアマネジメント検討会議の利用促進を図ること。

介護予防・日常生活支援総合事業に関して、制度の趣旨を理解し、介護事業所や地

域住民に対し、制度の周知、利用促進に努めること。

(8) 地域ケア会議の開催等

地域ケア会議を開催するとともに地域型地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を支援すること。

また、高齢者関係者会議等の区単位の地域ケア会議を開催し、各会議から抽出した地域課題を区域内で共有し、課題の解決について検討を行うほか、同じく区単位の地域ケア会議の高齢者支援ネットワーク会議において、課題解決につながる議論ができるよう、必要な調整を行うこと。

なお、会議開催後は速やかに会議録を作成し、地域型地域包括支援センターから提出された地域ケア会議の会議録の内容も確認したうえで、あわせて翌月末までに発注者の指定するフォルダに提出すること。

(9) 発注者の施策への提案、協力

上記（1）から（8）に定めるもののほか、堺市における地域包括ケアシステムの構築のため必要な区域または市域での取組について、必要に応じ発注者へ提案を行い、かつ、発注者と協議し、実施すること。

【参考】令和7年度重点取組事項

①地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施

地域ケア会議の開催及び開催支援を行うとともに、地域型地域包括支援センターと各圏域の地域ケア会議の課題分析等を積み重ね、地域課題を把握・整理し、区単位の地域ケア会議にあげ、課題解決につなげていくこと。地域ケア会議を通じて、高齢者の孤立防止や認知症への理解、介護者支援など、高齢化に伴う様々な課題について、関係機関及び市民と意識を共有し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。

②自立支援と重度化防止に関する取組

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向け、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上のため区域の事業所を対象に、地域型地域包括支援センターと連携し、事例検討会等を通じた自立支援に向けた包括的・継続的ケアマネジメントを推進すること。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。

③高齢者の権利擁護支援の推進

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行うこと。

また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、専門知識の向上に努め、地域型地域包括支援センターと関係機関と連携・協働し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。